

新型コロナウイルス感染症に関する**市独自**支援策

▶各支援策について

市ホームページをご覧ください。



市議会12月定例会で光熱費や物価の高騰に対し、家計の負担、事業所運営を支援する補正予算が可決されました。



市民生活／子育て・教育支援

水道基本料金の免除

問 水道お客様センター
☎049-252-7123・049-252-7124

対象 市内で本市と給水契約を結んでいる水道使用者
支援内容 1・2月検針分(2か月分)の水道基本料金を免除

学校給食費3か月分を無償化

問 学校教育課 ☎☎623

支援内容 市立小・中・特別支援学校の1～3月(3か月分)の学校給食費を無償化

区域外水道基本料金給付金の支給

問 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室
☎☎293

近隣他自治体から水道の供給を受けている水道使用者に対し、水道基本料金相当額の給付金を給付します。

対象 ふじみ野市、志木市、三芳町との給水契約締結者(勝瀬茶立久保地区、水谷東地区、西みずほ台地区など)
※対象者には申請書を郵送します。

支援内容 最大2か月分の水道基本料金相当額を給付
※広報『富士見』令和4年8月号でお知らせした4か月分を含めて最大6か月分を給付します。

▶申請書など詳しくは対象施設・関連団体などにご案内します。

事業者への支援

障がい福祉サービス事業所運営安定化給付金の支給

問 障がい福祉課 ☎049-252-7101

対象 市内の障がい福祉サービス事業所
支援内容 燃料費、電気、ガス料金高騰分(6か月分)を給付

介護保険サービス事業所運営安定化給付金の支給

問 高齢者福祉課 ☎☎392

対象 市内の介護保険サービス提供事業所
支援内容 燃料費、電気、ガス料金高騰分(6か月分)を給付

保育所等運営負担軽減費給付金の支給

問 保育課 ☎049-252-7105

対象 市内の民間保育所など
支援内容 電気、ガス料金高騰分(12か月分)を給付
※うち6か月分は一部県の補助あり
※新制度未移行幼稚園は6か月分を県から直接給付

農業生産資材価格高騰対策支援金の支給

問 農業振興課 ☎049-257-6987

対象 市内在住・営農している農業者(法人を除く)
支援内容 令和3年中の農業収入額(50万円以上)に依りて給付(3万5,000円～20万円)
申請期限 2月末

申請期限は**1月31日(火)(消印有効)**まで

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

問 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 ☎049-265-5098

電力・ガス・食料品などの価格高騰による家計の負担増を踏まえ、特に影響が大きい令和4年度住民税非課税世帯等に対し国から5万円を給付しています。対象と思われる世帯に令和4年10月下旬から順次確認書または申請書を郵送していますので、ご確認ください。





NHK-FM「ブラボー!オーケストラ」公開収録の観覧募集

☎ 応募方法・観覧に関すること：文化・スポーツ振興課 ☎049-257-6352
 番組・公演内容に関すること：NHKさいたま放送局 ☎048-833-2041 (平日午前10時～午後5時)

NHKさいたま放送局と市では、市制施行50周年を記念し、NHK-FM「ブラボー!オーケストラ」の公開収録を実施します。プロオーケストラの演奏とともにシンフォニーの魅力を楽しめます。

とき 2月19日(日)午後3時50分開演
 (開場：午後3時、終演：午後6時予定)
 ※放送日は未定
場所 キラリ☆ふじみ(無料、座席指定)

予定曲目

【テーマ】「女性作曲家と女性を題材にした名曲集」
 ・リリ・ブーランジェ：交響詩「悲しみの夜に」
 ・クララ・シューマン：ピアノ協奏曲 イ短調 作品7 ほか

出演 ソリスト：伊藤恵(ピアノ)
 指揮：齋藤友香理

管弦楽：東京フィルハーモニー交響楽団

申込方法 往復はがきに記入し、郵送してください。

【宛先】 〒354-8511 (所在地は記載不要)

富士見市役所文化・スポーツ振興課「ブラボー!オーケストラ」係

申込期限 1月23日(月)(必着)

※応募多数の場合は抽選

※抽選結果は2月2日(木)ごろ応募者全員に郵送します。



《往復はがきの記入事項》

返信(表)	<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="1"/>	何も 書かないで ください。	返信(裏)
	富士見市役所 文化・スポーツ 振興課 「ブラボー! オーケストラ」係		
返信(表)	<input type="text" value=""/>	①郵便番号 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号(日中に 連絡が取れる番号) ⑤観覧希望人数 (最大2人)	返信(裏)
	①郵便番号 ②住所 ③氏名		

【注意事項】

- 個人情報は、NHKの「一般分野プライバシーポリシー」に基づき、抽選結果の連絡のほか、本イベントに関連した放送・コンテンツ配信の案内、受信料の窓口サイトの紹介に利用し、利用目的が達成され次第、遅滞なく消去します。
 - 座席は抽選で決定します。
 - 未就学児は入場できません。
- ※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市制施行50周年記念花火大会の観覧募集

☎ 産業経済課 ☎049-257-6827

新型コロナウイルス感染拡大防止や雑踏による事故を防ぐため、対象を市内在住、在学の小中学生とし、入場制限(事前申込による抽選方式)のうえ開催します。

※応募多数の場合は抽選

とき 2月25日(土)午後7時(15～20分間の予定)

※小雨決行、荒天時は26日(日)に延期

対象 市内在住、在学の小中学生

(小学生は保護者1人同伴)

主催 市制施行50周年記念事業花火大会実行委員会

【申込方法】

申込用紙を次の方法で配布します。

■ **市内在住で市外の小中学校在学の場合**

1月13日(金)までに産業経済課へ電話で観覧希望をご連絡ください。申込用紙を郵送します。

■ **市内の小中学校在学の場合**

学校を通じて申込用紙を配布していますので、学校へ申込用紙を提出してください。

募 パブリックコメント(市民意見提出手続)

富士見市環境基本計画(案)

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための第3次計画(案)です。

募集期間 1月4日(水)～2月3日(金)

提出先	〒354-8511(所在地は記載不要) 富士見市役所環境課 FAX049-253-2700
-----	-----------------------------------------------------

☎環境課 ☎049-252-7129

富士見市子ども読書活動推進計画(案)

子どもの可能性と生きる力をはぐくむ読書活動を推進するための第4次計画(案)です。

募集期間 1月16日(月)～2月15日(水)

提出先	〒354-0021 富士見市鶴馬1873-1 富士見市教育委員会生涯学習課 FAX049-255-9635
-----	-------------------------------------------------------------

☎生涯学習課 ☎049-255-632

※蔵書点検のため下記日程は配布できません。

- 中央図書館 2月14日(火)・15日(水)
- 鶴瀬西分館 2月 9日(木)・10日(金)

富士見市教育振興基本計画(案)

教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための第3次計画(案)です。

募集期間 1月4日(水)～2月3日(金)

提出先	〒354-0021 富士見市鶴馬1873-1 富士見市教育委員会教育政策課 FAX049-255-9635
-----	-------------------------------------------------------------

☎教育政策課 ☎049-255-611

【共通事項】

意見の提出方法 パブリックコメント記入用紙に記入し、郵送、FAXまたは直接提出してください。市ホームページからも提出できます。

【計画(案)の閲覧と記入用紙の配布】

市政情報コーナー(市役所本庁舎1階)、各担当課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市ホームページ

※臨時休館中の鶴瀬西交流センターでも閲覧・配布を行います。



【注意事項】

- 意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しませんが匿名での意見は受け付けません。
- いただいた意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見の内容とそれに対する市の検討結果と考え方を公表します。
- いただいた意見は、意見概要として要約することがあります。
- 計画(案)に直接関係しないものや賛否のみのものは、公表結果から除くことがあります。

公共施設に公衆無線LANを新たに設置しました

☎ICT推進課 ☎049-257-5873

無線LAN(Wi-Fi)機能を利用できるスマートフォンやタブレットなどから、無料でインターネットに接続できます。

接続方法などは各施設内の掲示などで案内します。

設置施設

- 鶴瀬公民館
- 南畑公民館
- 水谷公民館
- 水谷東公民館
- ふじみ野交流センター
- ピアザ☆ふじみ
- みずほ台コミュニティセンター
- 針ヶ谷コミュニティセンター
- キラリ☆ふじみ
- 健康増進センター
- 市民総合体育館
- 市民福祉活動センター「ぱれっと」



利用上の注意

- インターネット上の有料サービスを利用した場合、利用料はご自身で負担してください。
 - 通信機器などの貸し出しは行っていません。
 - セキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの対策は、ご自身で行ってください。
 - 市は、公衆無線LAN利用における損害などに対する責任は一切負いません。
 - メンテナンス時などは利用できません。
- ※詳しくは市ホームページをご覧ください。



申告期限は **3/15(水)** **所得税の確定申告および市・県民税**
 税務課 ☎049-252-7116

の申告について

申告期間中のお願い
 申告期間中、担当職員は申告会場で従事しているため、税務課での問合せには即答できないことがあります。
 確定申告に関する問合せは、川越税務署(☎049-235-9411)へお願いします。

市の申告会場は **要予約**

2月16日(木)～3月15日(水)の申告は、事前予約が必要です。
インターネットまたは往復はがきで予約してください(電話不可)。

- **申告書の提出のみの場合は予約不要**です(内容の確認はできません)。
- 1月4日(木)～2月15日(水)は、市・県民税の申告のみ市役所税務課で受け付けます(予約不要)。
- 2月16日(木)～3月15日(水)は、当日受付はできませんので**必ず予約**してください。

市の申告会場(土・日・祝を除く。2月19日(日)は受け付けます)

予約	とき		場所
	期間	時間	
予約不要	1/4(木)～2/15(水)	8:30～17:15	市役所税務課(市・県民税申告のみ)
要予約	2/16(木)～19(日)	9:00～15:30	市役所2階会議室
	2/20(月)・21(火)		ピアザ☆ふじみ
	2/22(水)		水谷東公民館
	2/24(金)		水谷公民館
	2/27(月)・28(火)		みずほ台コミュニティセンター
	3/1(水)～8(水)		市役所2階会議室
	3/9(木)・10(金)		鶴瀬西交流センター
	3/13(月)～15(水)		市役所2階会議室

市の申告会場へ来場する際のお願い

- 予約した時間の10分前から入場できます。予約時間を過ぎた場合は受け付けできません。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力いただき、なるべく1人でご来場ください。体調不良の場合は来場をお控えください。
- 必要書類がそろっていない場合は会場で申告書の作成ができません。事前に必要な書類を確認してください。
- 市役所以外の会場は、車での来場はご遠慮ください。

申告に必要な書類 ※(◎)の付いた書類は、事前に作成してください。

- 申告する方の本人確認書類**
 - マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど)
 - 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- 収入の分かる書類**
 - 給与や公的年金等の収入がある方：源泉徴収票
 - 報酬などの収入がある方：支払調書
 - 営業等・農業・不動産の収入がある方：収支内訳書(◎)
- 控除を受けるための書類**
 - 国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金などの控除証明書や領収書など
 - 生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - 障害者手帳・高齢者福祉課発行の障害者控除対象者認定書(P16参照)、学生証など
 - 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書(◎)
 - 寄附金の領収書、受領証明書(ふるさと納税など)

- **郵送の場合**
 必要書類と併せて作成済みの申告書を同封してください。
 ● 所得税の確定申告：確定申告書(川越税務署へ)
 ● 市・県民税の申告：市・県民税の申告書
 ※市・県民税の申告書には氏名などの太枠部分と「記入もれにご注意ください」の枠内(該当の方)を記入してください。

- **市の申告会場に来場する場合**
 - **予約したことが分かるもの**(予約確定メール画面または画面を印刷したもの、返信はがき)
 - 筆記用具、電卓
 - 利用者識別番号が分かる書類(お持ちの方)
(例) 確定申告のお知らせのはがき、ID・パスワード方式の届出完了通知、利用者識別番号などの通知
 - 予定納税額が分かる書類(予定納税をした方)

電子申告・郵送提出にご協力ください

市・県民税の申告
 前年申告した方には1月下旬に申告書を郵送します。
 また、「市県民税申告書作成・税額試算システム」で申告書を作成し、郵送または電子申請・届出サービスで申告できます。

所得税の確定申告
 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成・申告できます。
【郵送の場合】 ☎350-8666
 川越市並木452-2 川越税務署

予約方法

■ **インターネット予約／受付期間：1月16日(月)午前9時～予約希望日の前日**

- ①市ホームページから予約フォームを開き、必要事項を入力して送信
- ②予約確定メール(即時)と予約お知らせメール(予約日の2日前)が届く
- ③申告受付時に予約したことが分かるもの(予約確定メール画面または画面を印刷したもの)を提示



■ **インターネット予約が簡単にできます(職員によるお手伝い)**

スマートフォンなどをお持ちでない方や、予約方法が分からない方向けに右表のとおり予約手続きのお手伝いをします。

- **【注意事項】**
 - 下記「**予約時の注意事項**」を確認し、来場してください(来場予約は不要)。
 - スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。
 - 税の申告や相談は受け付けできません。
 - 希望日時が埋まっている場合があります。

期間	時間	場所
1/16(月)・17(火)	9:00～17:15	市役所2階会議室
1/18(水)～3/14(火)	8:30～17:15	市役所税務課(市役所開庁日のみ)
1/18(水)	10:00～15:00	水谷東公民館
1/20(金)		みずほ台コミュニティセンター
1/23(月)		ピアザ☆ふじみ
1/25(水)		水谷公民館

※12:00～13:00を除く
 ※市役所以外の会場は、車での来場はご遠慮ください。

■ **往復はがき予約／受付期間：1月16日(月)～2月1日(水)(消印有効)**

- ※往復はがきは、各自ご用意ください。
- ①往復はがきに必要事項(郵便番号、住所、氏名、電話番号、希望日など)を記入し郵送
- ②返信はがき(2月6日(月)発送予定)で予約日時を確認
 ※2月13日(月)までに返信はがきが届かない場合はご連絡ください。
- ③申告受付時に返信はがきを提示

【宛先】 ☎354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所税務課

- **往復はがき予約の注意事項**
 - 時間帯の指定、日程変更、キャンセルは原則できません。
 - 家族分で複数申告する場合は、その件数を記載してください。

《往復はがきの記入事項》

354 8511	何も書かないでください。
〒0000000	①郵便番号 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号(日中に連絡が取れる番号) ⑤第1～第3希望日 ⑥家族分を申告する場合は申告件数

● **予約時の注意事項(必ず確認し、予約してください)**

- 職員による申告書作成時間は申告書1件につき15分程度です。
- 家族分で複数申告する場合は、その件数分予約をお取りください(はがきの場合は件数を記載してください)。
- 税や申告に関する相談は受け付けできません。
- 収支内訳書や医療費控除の明細書の代行作成は受け付けできません。来場時に作成できていない場合は受け付けできません。
- 予約状況の問合せは対応できません。

市の申告会場では、次の所得税の確定申告は受け付けできません(川越税務署で申告してください)

- 配当所得の申告 ● 青色申告 ● 雑損控除(災害関連など)
- 住宅借入金等特別控除
- 特定増改築・住宅特定改修・住宅耐震改修・認定住宅の控除申告
- 土地・建物・株式の譲渡、退職、先物取引などの分離課税申告
- 特定支出控除の申告 ● 更正の請求、修正申告、過年分の申告
- 給与や年金の源泉徴収票や報酬などの支払調書がない場合

※そのほか、複雑な申告や税務署の判断を要する内容は受け付けできません。

国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度被保険者の方も申告をお忘れなく

☎ 保険年金課 国保税係 ☎049-252-7113 後期高齢者医療係 ☎049-252-7114

国民健康保険加入者

世帯主および被保険者の方のうち、16歳以上(令和5年4月1日時点)の方は、収入がない場合や非課税所得(遺族年金・障害年金、雇用保険など)のみの場合でも、申告期間内に市・県民税の申告をしてください。申告をしないと、所得が軽減基準に該当していても保険税が軽減されないほか、医療費の自己負担限度額の区分判定が正しく行えない場合があります。

※税法上の被扶養者になっている方は、申告する必要はありませんが、国民健康保険税申告書の提出が必要な場合があります。

後期高齢者医療制度被保険者

世帯主および被保険者の方は、収入がない場合や非課税年金のみを受給している場合でも、申告期間内に市・県民税の申告をしてください。申告をしないと保険料の軽減が受けられません。また、医療費(自己負担額)については、同一世帯内に申告をしていない方がいると正しい区分判定ができませんので、世帯全員の申告をしてください。

【共通事項】

- 令和4年中に納めた保険税(料)は申告の際、社会保険料控除の対象となります。
- 口座振替で納付された方には、1月末までに「納付済額のお知らせ」を郵送します。

介護保険に関する令和4年分の税の所得控除

☎ 高齢者福祉課 ☎049-252-7107

要介護認定者の障害者控除

確定申告書などに障害者控除対象者認定書を添付することで、以下の所得控除が受けられます。

対象の方には認定書を発行しますので、高齢者福祉課に申請してください。障害者手帳などをお持ちの方は、手帳の写しの添付で控除が受けられます。

対象 令和4年12月末現在で65歳以上の次のいずれかの方

- 要介護2または3の方…障害者控除
- 要介護4または5の方…特別障害者控除

介護保険料の社会保険料控除

令和4年1～12月に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象です。納めた保険料額を次の①～③で確認し、申告の際に提示してください。

①年金天引きで納めた方の対象額

…令和4年分の年金の源泉徴収票の社会保険料額

※国民健康保険税(料)や後期高齢者医療保険料の額が合算されている場合があります。

※本人以外が申告することはできません。

※非課税年金(遺族年金や障害年金)のみを受給している方は源泉徴収票が発行されません。

②納付書で納めた方の対象額

…令和4年中に納めた合計額

③年金天引きと納付書の両方で納めた方の対象額

…上記①②の合計額

口座振替の方には、上記①②を含めて「納付済額のお知らせ」を郵送します(1月中旬を予定)。そのほかの方法で納めた方(非課税年金からの天引きのみの方を含む)で、証明が必要な方はご連絡ください。

医療費控除

寝たきり状態などの方のおむつ代

下記のいずれかの書類を申告書に添付してください。

- かかりつけ医師が発行するおむつ使用証明書
- 高齢者福祉課発行の証明書

※②の発行は、次のすべてに該当する必要があります。

- 要介護認定を受けていること
- おむつ代の控除の申請が2年目以降であること
- 介護保険法に基づく主治医意見書により、おむつの使用の必要性が認められること

介護サービス自己負担額

令和4年1～12月に支払った介護サービスの自己負担額は、下表のとおり医療費控除の対象となるものがありますので、確認し申告してください。

申告時は、高額介護サービス費や介護保険サービス利用者負担助成金など自己負担額に補てんされた額を差し引いてください。

	医療費控除の対象となる介護サービス	対象となる額
施設	特別養護老人ホーム	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計の1/2の額
	老人保健施設など	施設サービス費と食費・居住費に係る自己負担額の合計額
在宅	医療系介護サービス(訪問看護・訪問リハなど)	サービスの対価として支払った自己負担額

※福祉系介護サービス(通所介護、訪問介護(一部を除く)など)は、上記医療系介護サービスと併せて利用した場合のみ控除対象

▶医療費控除を受けるには、別途、医療費控除の明細書を申告時に提出する必要があります。



町会長・副町会長の改選(任期満了)

☎ 協働推進課 ☎049-252-7121

町会長・副町会長の任期が3月31日(金)で満了し、改選となります。

■ 町会長・副町会長制度の概要

町会長・副町会長は各町会に1人ずつ、町会内の住民から推薦された方を市長が委嘱します。任期は2年です。

町会長・副町会長の主な役割

- 町会内住民からの市への要望などの取りまとめや連絡
- 市から市民への連絡や情報の伝達
- 町会内の円滑な運営のための連絡調整
- 市や公的機関の回覧文書などの取りまとめや配布
- 日本赤十字社社員増強運動(社資募集)や共同募金、社会福祉協議会会員会費の取りまとめなど
- 民生委員・児童委員、統計調査員、選挙事務協力員、母子保健推進員などの委員の推薦
- 防犯・防災訓練および研修、交通安全キャンペーンの参加など

■ 推薦の方法

町会長・副町会長の推薦にあたっては、町会内の会議や、立候補者を募るなど、住民の総意が反映される方法により候補者を推薦していただきます。

各委員の任期満了に伴う改選

3月31日(金)には、次の各委員も任期が満了し、改選となります。各町会に各種委員の推薦を依頼していますので、ご協力をお願いします。

- 統計調査員(☎ 総務課 ☎049-256-9766)
- 選挙事務協力員(☎ 選挙管理委員会 ☎221)
- 交通安全母の会会員(☎ 協働推進課 ☎433)
- 環境施策推進市民会議推進員
(☎ 環境課 ☎049-252-7129)
- 母子保健推進員
(☎ 子ども未来応援センター ☎049-252-3774)



困ったらすぐにご相談を 消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181
【相談日】 月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

電話勧誘販売・送り付けトラブルに注意!

「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」「以前購入してもらったことがある」と消費者の親切心や同情心につけ込んだり、「買ってもらわないと困る」と強引に勧誘された、購入を断ったのに商品が届いた、という相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- 不要、不審な勧誘はきっぱりと断り、すぐに電話を切りましょう。また、留守番電話機能を設定し、必要な場合のみ出るなど、迷惑電話防止機能を有効に活用しましょう。
- 電話勧誘で購入を承諾したがやめたい場合、法定書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフを行うことが可能です。
- 一方的に商品が届いた場合、代金は支払わず、送り主の名称や所在地の情報を控えて、受取拒否をしましょう。商品代金の請求や弁償を求められても支払う必要はありません。また、支払ってしまった場合は返金を求めましょう。



富士見市の魅力 スポット写真募集

☎ 秘書広報課 ☎049-256-9535

富士山に見える風景や市内の公園など、市の魅力を撮った写真を募集しています。応募いただいた写真は市ホームページのトップページや市PRサイトに掲載します。詳しくは市ホームページをご覧ください。



【写真の規格】JPEG (5MB以下)

※スマートフォンで撮影した写真も可

【写真の条件】・市内で撮影した作品

- オリジナル作品
- 法令・公序良俗に反しないこと
- 人物が写っている場合は使用の許可を得ること など

【応募方法】写真を添付し、メールで応募してください。

※メール本文に、①住所②氏名(ふりがな)③年齢④電話番号⑤撮影場所⑥撮影時期⑦写真に関するコメント⑧氏名掲載の可否(記入例：氏名掲載可)をご記入ください。

